



## 当法人における法人後見事業の現状と課題

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

法人後見委員会 委員長 稲毛 翔平

### 1. はじめに

当法人は、公益目的事業の1つとして「法人後見・法人後見監督事業」を掲げている。このうち法人後見事業は、当法人自らが成年後見人等として就任し、業務を行うものであり、一般的である会員個人が成年後見人等となるものとは形態を異にする。法人後見は、暴力事案等、業務の遂行が著しく困難と思われる事情が存在するために、個人としては成年後見人等に就任することが躊躇されるような場合等に活用されるものである。近年では、会員や関係各所より、「～のような事案があるのだが、法人後見として対応することは可能か」といった問い合わせを受ける場面も増えており、本事業の存在について会員や関係各所の認知が徐々に進んできているように感じられる。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定により、当法人以外でも法人後見を検討・活用する場面が広がることも予想される。例えば、各自治体で養成講座等が行われ、今後増加してくると思われる市民後見人について、家庭裁判所から個人後見人等として選任されるのではなく、社会福祉協議会等の後見実施機関が法人として後見人等を受任し、市民後見人候補者として登録している者がその事務担当者として後見業務を行うといったことは、各地で見られるようになってきている。この場合、法人後見という形態により、個人の能力や経験の不足を補える面があることから、今後増加すると思われる後見人の需要に寄与することが期待される(ただし、後述するとおり当法人における法人後見では個人の能力や経験の不足を補うといった趣旨はないため、注意を要する)。

以上のような状況に鑑み、当法人における法人後見事業について、今後利用の検討や、他の機関からその活動を参照したいという問い合わせが増加する可能性もある。そこで、本稿では当法人における法人後見事業の内容について改めて要点を解説した上で、事業を執行していく上で見えてきた課題についても言及する。会員の中には、各地における成年後見制度利用促進の施策の一環として自治体から委員等に選任されており、今後当法人以外の機関での法人後見の組成に携わるような方もいるものと思われるので、当法人の会員としてや、それ以外の立場としても本稿を参照いただければ幸いである。

### 2. 法人後見事業の現状

#### (1) 対象事案

当法人の法人後見受任の対象となるのは、原則として①広域事案(管理すべき財産が広範囲なため、多数の事務遂行者が必要となる場合)、②暴力事案(暴力等危害を加える可能性の高い関係者がいる場合)、③強度の他害性事案(被後見人等自身に他害性のある場合)に限定さ

れている。例外的に、上記以外の個人後見での対応が困難な事情があり、家庭裁判所等から特に要請を受けた場合等は法人後見としての受任を認める場合がある。

上記の限定があり、例えば能力や経験の不足を補うといった趣旨での利用は想定していない点は注意を要する。当法人では、事件の受任は原則個人後見とし、どうしても個人での受任が困難な場合の例外的な受任形態として法人後見を位置づけている。法人後見での受任を検討するにあたっては、この要件の充足について慎重に判断する必要がある。支部の執務管理委員会等により困難案件を担当している会員を積極的にサポートする体制を構築し、可能な限り個人後見で対応することも重要である。

現状当法人が法人後見として管理している案件は約70件で、年数件程度の新規案件と終了案件があり、件数は横ばいかやや減少といった推移をしている。事件終了については、本人の死亡のほか、当初想定していた事務遂行における困難性について、事務を遂行するにつれて解消（危害を加える可能性のある関係者からの接触がなくなる等）することで終了する場合もある。このような場合は法人としては後見人を辞任し、事務担当者等を新たな後見人に選任するよう求めるなどして、いわゆる個人後見への移行により当法人の後見人としての関与を終了させる。

## (2) 具体的な事務遂行

当法人の法人後見の具体的な事務遂行は、①本部、②支部、③事務担当者（支部に所属する個人会員）の3機関によって行う。

事務担当者は、実際に被後見人等本人や関係者と接して事務遂行を行う。ただし、自らの判断で行えるのは日常的な事務のみであり、非日常的な事務については支部または本部の承認が必要となるため、個人後見よりも事務遂行の迅速性が劣ることとなる。なお、暴力事案等の場合においては、事務担当者には当法人より専用の携帯電話や名刺を支給し、一定の関係者に対し個人の氏名や事務所、連絡先等を伏せて事務を行う場合もある。これにより、個人受任では避けることができない危険性のある関係者からの接触を一定程度回避することが可能となる。

支部は、事務担当者の事務の支援や指導監督を行い、非日常的な事務について法人としての意思決定を行う（ただし、一定の重要な事務についてはさらに本部の承認が必要となる）。また、事務担当者及び支部の事務遂行内容を3か月ごとに本部に報告する。最終的な意思決定機関は本部であるものの、本部は原則として支部の事務遂行や判断を尊重する方針であり、支部の果たすべき役割は大きい。このため、新たに支部で法人後見を受任しようとする場合、法人後見委員会等の意思決定機関が設置されていることや、事務担当者を適切に指導監督する体制が整っていることが必要とされる。

本部は、支部からの報告に基づき事件を管理し、必要に応じて支部及び事務担当者を指導監督する。また、本部の判断を要するとされる重要な後見事務について、支部からの承認申請をもとに最終の意思決定を行う。現状では、本部は2か月に1回程度開催する委員会及びメーリングリストにてこれらの事務を行っている。また、管理案件についてはクラウドシステムにて管理し、過去から現在までの関係書類等を迅速に確認できる体制をとっている。

## 3. 法人後見事業の課題

ここまで当法人の法人後見事業の内容や現状についてその要点を述べてきた。当法人は設立以来約20年法人後見事業を行ってきた。こうした中で見えてきた課題について以下に記載する。

### (1) 困難事案対応の限界について

前述の通り、暴力事案等については事務担当者等に危害が及ばないように最大限の注意を払っており、管理案件のほとんどにおいては暴力等に発展することはない。しかしながら、事務担当者の氏名等につき、他の関係者が伝達ミス等のため漏らしてしまうことなどにより危険性のある関係者に知られてしまったり、後見人等であるリーガルサポートの事務局や、支部の所在地にある司法書士会の事務局等に関係者からの電話連絡等が頻繁に行われたり、場合によっては事務局に来所したりするといったことも考えられる。現状の体制で全ての事案についてトラブルを防げるわけではないので、今後より困難な案件が出てくるような場合には受任体制や危機管理体制の見直し等の検討が必要になるかもしれない。

#### (2) 事務担当者の確保と支部による指導監督の徹底

法人後見のデメリットとして、万一事務担当者に不正や事故があった場合、当法人全体の責任となる点が挙げられる。このため、事務担当者には後見人等候補者名簿へ登録されていること、個人で受任している案件について業務報告の遅滞がないこと、会費が適正に納入されていること、といった要件を課しており、定期的にそれらに問題がないか調査を行っている。調査の結果問題ありとなった場合は、支部を通じて速やかに問題の是正をするよう働きかけるが、一定期間内に是正がされなかったために事務担当者を解職するに至った事例も存在する。前述のとおり法人後見という事業執行における支部の役割は非常に重要であり、今後法人後見の件数が増加する場合は、支部による事務担当者の指導監督をより厳正に行い、支部が主体的に事務担当者の執務状況に注意を払い、問題のある会員がいれば速やかに是正を促す等を行う必要がある。他方で、支部によっては新規案件を引き受けたくても事務担当者の引き受け手を探すのに苦労する場合もあるため、今後法人後見の件数が増加すると、事務担当者の確保と支部による指導監督の徹底をいかに両立していくかは問題点として表出する可能性もあるのではないかと考えられる。

#### 4. おわりに

当法人で法人後見事業が行われて約20年となる。当初は困難案件に対応することに手一杯だったかもしれないが、業務マニュアルの整備・改訂やクラウドシステムの利用による迅速かつ整理された情報の共有により、事務遂行の効率化が進み、管理案件全体の状況を見渡しやすくなった。その中で、本部・支部・事務担当者の3機関について、今後より高度な倫理観、責任感をもって各事件にあたっていく必要があると感じている。専門職であっても関与を躊躇・敬遠するような、しかし誰かがやらなければならないような案件に当法人は取り組んでいる。それは、公益社団法人としての社会に対する責任と、法人後見事業を目的と掲げる当法人の使命の現れである。こうした緊張感を持ち、今後も事業遂行にあたっていきたい。

最後に、当法人の法人後見事業において、現場で事務遂行をする事務担当者たる会員とその所属支部にこの場を借りて感謝を申し上げる。これらの方々の尽力がなければ本事業はなし得ない。当法人の社会に対する責任を果たすため、引き続き本事業にご協力いただきたい。

リーガルサポート会員数8,485名 / 全国司法書士会員数23,465名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2020年4月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	159	506	31%	0	12	0%	石川県	88	199	44%	1	1	100%
函館	11	37	30%	0	3	0%	富山県	56	152	37%	0	2	0%
旭川	25	74	34%	0	1	0%	大阪	808	2,415	33%	22	103	21%
釧路	10	81	12%	0	0	-	京都	258	584	44%	8	23	35%
宮城	117	328	36%	4	9	44%	兵庫	497	1,055	47%	2	20	10%
ふくしま	87	279	31%	0	4	0%	奈良	84	211	40%	1	4	25%
山形	65	153	42%	0	0	-	滋賀	118	229	52%	1	9	11%
岩手	49	146	34%	3	4	75%	和歌山	56	167	34%	0	1	0%
秋田	55	110	50%	1	1	100%	広島県	235	540	44%	6	14	43%
青森	36	118	31%	2	3	67%	山口	65	227	29%	0	2	0%
東京	1,465	4,396	33%	55	210	26%	岡山県	128	358	36%	1	12	8%
神奈川県	467	1,207	39%	13	48	27%	鳥取	47	94	50%	0	2	0%
埼玉	316	901	35%	9	31	29%	しまね	9	108	8%	0	1	0%
千葉県	282	741	38%	2	36	6%	香川県	69	172	40%	0	1	0%
茨城	107	340	31%	0	2	0%	徳島	55	144	38%	0	2	0%
とちぎ	78	227	34%	0	2	0%	高知	59	112	53%	1	5	20%
群馬	124	292	42%	0	6	0%	えひめ	90	241	37%	1	4	25%
静岡	231	495	47%	9	20	45%	福岡	439	985	45%	2	23	9%
山梨	48	133	36%	0	2	0%	佐賀	51	125	41%	1	7	14%
ながの	119	363	33%	2	3	67%	長崎	65	162	40%	0	3	0%
新潟県	98	294	33%	4	14	29%	大分	43	168	26%	0	5	0%
愛知	381	1,303	29%	8	47	17%	熊本	145	328	44%	3	11	27%
三重	93	248	38%	1	3	33%	鹿児島	138	329	42%	1	4	25%
岐阜県	114	339	34%	3	7	43%	宮崎県	73	167	44%	1	3	33%
福井県	42	118	36%	3	4	75%	沖縄	58	223	26%	1	7	14%
							合 計	8,313	22,724	37%	172	741	23%

\*リーガルサポートの会員数は、3月3日第7回理事会の日を基準としております。